

令和6年6月6日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 調達番号 | 蛋白003 |
| (2) 業務委託件名 | 統合創薬AI基盤に向けた薬物動態解析プラットフォームの改修 |
| (3) 業務委託完了期限 | 令和7年3月7日 |
| (4) 納入場所 | 国立大学法人大阪大学蛋白質研究所 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘3-2
国立大学法人大阪大学蛋白質研究所研究支援係
電話 06-6879-8596
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできる。
- (3) 見積書提出期限
令和6年6月13日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

見 積 書

調達番号：蛋白003

業務委託件名：統合創薬AI基盤に向けた薬物動態解析プラットフォームの改修

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

業 務 委 託 契 約 書 (案)

業務委託の表示 統合創薬AI基盤に向けた薬物動態解析プラットフォームの改修

委託代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、業務委託代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学蛋白質研究所 所長 栗栖 源嗣と 受注者 との間において、上記の業務委託（以下「業務」という。）について、上記の委託代金額で次の条項によって業務委託契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を順守して取り扱うものとする。

第4条 業務委託完了期限は令和7年3月7日までとする。

第5条 受注者は、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学蛋白質研究所事務部研究支援係に送付するものとする。

第6条 委託代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第7条 契約保証金は免除する。

第8条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準によるものとする。

第9条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 6年 月 日

発注者

大阪府吹田市山田丘3番2号
国立大学法人大阪大学蛋白質研究所
所長 栗栖 源嗣

印

受注者

[住 所]
[法人の名称又は商号及び代表者氏名] 印

別 紙

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

仕 様 書

統合創薬AI基盤に向けた
薬物動態解析プラットフォームの改修

令和 6年 6月

大阪大学蛋白質研究所

1. 業務の背景及び目的

創薬支援推進事業・産学連携による次世代創薬 AI 開発事業では、統合創薬情報データベースを構築し、創薬における網羅的な化合物プロファイルの予測システムを構築することを目的としている。大阪大学蛋白質研究所(以下「弊所」という)では、薬物動態予測の統合解析プラットフォーム(DruMAP)を構築し、インターネットを通じて公開している(<https://drumap.nibiohn.go.jp>)。本件においては、DruMAP の機能強化として、データベース、及び予測モデル登録作業の効率化と高いユーザビリティを目指した予測システム改変を行う。本役務の主な作業は、以下の通りである。

2. 業務内容

次に掲げる業務およびこれらの業務に付随する業務を行う。

(1) 薬物動態データベースの拡張及びシステムの改変

- ・ DruMAP サーバの入れ替え作業を実施する。
- ・ DruMAP_ID 発番ツール内で、ラセミ体化合物への対応を実施する。
- ・ DruMAP の adme_experiment_format の自動化方法を検討し、マニュアルによる作業の軽減を目指す。
- ・ 自動化可能と考えられる表作成を洗い出す。表を自動的に作成しデータベースに追記するシステムを構築する。例えば、ChEMBL 由来の化合物が新たに入力された場合に、xref_table.csv を作成する。
- ・ データベース更新のためのマニュアルを整備する。
- ・ 構築した DruMAP_ID 発番ツール及びデータベース登録システムを利用して、CTD(2.6.5/2.7.2)から収集した活性値データを DruMAP データベースへ登録する。

(2) 薬物動態予測システムの改変

- ・ 作業単位をモジュールとして分割し、これらのモジュール間連携をパイプライン化して予測計算を実現する。
 - 各予測モデルを作業単位に切り分けそれぞれを独立したモジュールとし、Docker コンテナとする。
 - 予測計算は、Docker コンテナモジュールをパイプライン型の結合として容易に記述できる方法によって実施可能とする。
- ・ 組み込み対象となる予測モデルは、現状でDruMAPに搭載されている予測モデルの移植版/更新版及び溶解度(pH6.8, pH1.2)などの新たな薬物動態パラメータの予測モデルとする。
- ・ 改変に伴い、必要に応じて予測モデル登録方法、及び、予測計算結果から表示までのシステムの改修を行う。
- ・ 詳細は弊所と受託者との協議により決定する。

3. 受託者要件

次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) バイオまたはケモインフォマティクス分野におけるデータベース及びツールの開発・構築経験があること。
- (2) 毒性や薬物動態に係るデータベース・Web アプリケーションの開発・構築経験があること。
- (3) ライフサイエンス研究機関との協業の実績を豊富に有すること。

4. 実施体制

次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 受託者は受注後速やかにマスタースケジュール、作業体制、作業に対する責任の所在等を記載した「実施計画書」を作成し、弊所担当者の承認を受けること。
- (2) 弊所担当者との間の業務報告・調整会議を定期的に月一回以上実施すること。
- (3) 弊所担当者の要求に応じ、打合せ資料、作業内容ドキュメントを日本語または英語で作成すること。

5. 納入期限

令和7年3月7日(金)

6. 納入物

- (1) 作業報告書(日本語) 1部
 - (2) データベースの dump データ 1式
 - (3) ソースプログラム 1式
- 上記を電子媒体により納品する。

7. 納入場所

大阪大学蛋白質研究所(大阪府吹田市山田丘3番2号)

8. その他の留意事項

- (1) 本役務の納入物の品質に関して、受託者がその全責任を負うこと。弊所担当者の判断より、データの変更・修正が必要と認めた場合には、速やかに対応し、データの再提出を行うこと。
- (2) 本仕様書に記載のある事項および記載の無い事項について疑義が生じた場合には、弊所担当者と協議の上、その決定に従うものとする。
- (3) 受託者は、本作業により直接または間接に知り得た情報については、その機密を保ち、漏洩、開示、発表をしてはならない。ただし、あらかじめ弊所担当者の承認を得た場合にはこの限りではなく、また受託者が以前から保持しているものについてもこの限りではない。
- (4) 実施結果報告書の目次、本文、イラスト等にかかる知的財産権を含む一切の権利(法律上保護される利益も含む)は、大阪大学蛋白質研究所に帰属するものとする。当該権利のうち、受託者に生じた権利については、発生と同時に大阪大学蛋白質研究所に移転するものとする。